

新たなビジネスチャンスとの遭遇

# CarryWorks

Carry Worksは、沖縄県北部名護市内に位置するコワーキングスペース。リゾート中の急な仕事や、北部への営業訪問、打ち合わせなど様々なシチュエーションでも気軽に入れる開放的かつ快適な作業空間をご提供します。全席に電源とWi-Fiを完備し、USBハブや複合機の利用も可能。仕事や学習でのご利用はもちろん、新しいビジネスパートナーとの交流の場としてもご利用いただけます。

## アクセス



営業時間10:00~18:00 定休日:土・日・祝

〒905-0011 沖縄県名護市宮里4丁目4-36 2F

TEL: 0980-43-0821 FAX: 0980-43-0827

沖縄自動車道 許田I.C.よりお車で約15分

名護バスターミナルより徒歩で約15分

無料駐車場6台分あり

## ブースタイプ

### ①Open Space



開放的な空間で会話や、食事をしながらのご利用も可能です。打ち合わせや商談におすすめです。

### ②Web Meeting Booth



電話やオンライン会議に対応した個室ブース。周囲に気兼ねせず、安心して会議に集中できます。

### ③Meeting Room



55インチスマートテレビを設置しており、ミラーリングやセカンドモニターでのご利用が可能。会議やセミナー開催など様々な用途でご利用いただけます。

### ④Desk Booth



オープンスペースとは遮られたデスクブース。おひとり様で仕事や学習に集中したい際におすすめです。

## 料金形態

利用形態		料金（税込み）	
一般 利用	一時利用	初回1時間 ¥660 以降30分毎に ¥330	
	デイリー利用	¥2,200	
会議室 利用		¥1,100/1時間 会議室利用者は時間利用額半額 ※会議室のご利用は1時間単位といたします。	
会員 利用	一般会員	¥8,800/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人会員は無記名2名様までの料金となります。3名様以降の同伴者様は時間利用額半額とします。</li> <li>・会員契約期間はご契約日から翌々月末日まで、以降1ヵ月単位での自動更新。</li> <li>・支払いに関しては契約日に翌々月分まで店舗でのお支払い、以降銀行引き落とし。</li> <li>・その他詳細はご契約時の会員利用規約をご覧ください。</li> </ul>
	法人会員	¥16,500/月	
	月極ロッカー	¥3,300/月	
複合機 利用	カラー	¥50/枚	サイズ不問
	白黒	¥10/枚	
	FAX	¥30/枚	

※上記料金は税率の変動によって変更する場合がございます。

※一般利用に関してのロッカーのご利用は無料となります。数に限りがあるため、先着順といたします。

※その他有料販売や無料貸出備品などがございます。

※最大定員26名となります。

※高校生以下はご利用いただけません。

## Carry Works利用上の注意

- ① 利用者がCarry Works内の写真撮影は可能です。ただし他の利用者が写ってしまう場合は本人に許可を得て撮影をお願いします。またインターネット上に公開する場合は特に周りへの配慮と注意をお願いします。
- ② ロッカーご利用者は退室する際にロッカーの中身を空にしてください。忘れ物などがあった場合は、内容にかかわらずCarry Worksにて一定期間保管したのち、処分致します。
- ③ Carry Works内で不特定多数への販売行為は禁止とします。
- ④ Carry Works内へのアルコールの持ち込み、およびCarry Works内での喫煙、デスクブース内でのお食事はお断りしております。また、オープンスペース内での匂いの強い食べ物には極力お控えください。
- ⑤ Carry Works施設内での利用者の物品の管理は、利用者自身の判断と責任の下で行うものとし、Carry Worksは、当該物品（貸ロッカー内の物品を含みます。）について、紛失、盗難、滅失および毀損等に関する一切の責任を負わないものとします。
- ⑥ 本店舗はUTMシステムを導入しており、ネットワーク上からのウイルスの侵入リスクを最大限に下げております。万が一ウイルスが侵入した際でもCarry Worksは一切の責任を負わないものとします。
- ⑦ Carry Worksは駐車場内での事故や事件に関する一切責任を負わないものとします。
- ⑧ 次の各号のいずれかに該当するときは、ご利用をお断りすることができるものとします。

- (1) 利用者が関係法令に違反したとき。
- (2) 利用者の利用目的が政治行為、宗教活動又は営利行為と認められるとき。
- (3) 利用者が他の利用者の迷惑になる行為を行ったとき。
- (4) 利用者が連絡なく利用料を滞納したとき。
- (5) 利用者が故意にCarry Works内の備品を損害したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、Carry Worksがご利用をお断りする事由が生じたと認められたとき。

制定 令和3年11月吉日